(号外第 275 号)

第七条の四 法第四十七条の五第一項 (法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定 める行為は、次に掲げる行為とする。

(特定送信をし得るようにするための行為)

当該特定送信装置の特定送信用記録媒体に変換し、又は当該特定送信装置に情報を入力すること。 された記録媒体を当該特定送信装置の特定送信用記録媒体として加え、 電気通信回線に接続している特定送信装置の特定送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録 若しくは当該記録媒体を

う。)を行うこと。 定送信装置について、電気通信回線への接続(法第二条第一項第九号の五口に規定する接続をい その特定送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該特定送信装置に情報が入力されている特

第五章 送信可能化された情報の収集、 整理及び提供の基準

第七条の五)の政令で定める基準は、 法第四十七条の六 (法第百二条第一項において準用する場合を含む。 次のとおりとする。 第二号にお いて同

送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと。

二 文部科学省令で定める方法に従い法第四十七条の六に規定する者による収集を禁止する措置が とられた情報の収集を行わないこと。

定する措置がとられているときは、 送信可能化された情報を収集しようとする場合において、既に収集した情報について前号に規 当該情報の記録を消去すること。

第六章 著作物等の送信の受信に準ずる行為

第七条の六 法第四十九条第一項第七号の政令で定める行為は、法第四十七条の八の規定の適用を受 る信号の受信とする。 けて作成された著作物の複製物を使用して当該著作物を利用するために必要なものとして送信され

2 ζ 前項の規定は、法第百二条第九項第七号の政令で定める行為について準用する。この場合におい 前項中「第四十七条の八」とあるのは「第百二条第一項において準用する法第四十七条の八」

と、「著作物」 とあるのは「実演等」と読み替えるものとする。

則

(施行期日)

1

この政令は、平成二十二年一月一日から施行する

(障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

2 障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第三百日 第二十八条中「施行日」を「平成二十二年一月一日」に「前条の規定」を「著作権法施行令の の一部を次のように改正する。 Ŧ

部を改正する政令 (平成二十一年政令第二百九十九号)」に、第二条第一項第五号」を「第二条第

項第一号チ」に改め、「(専ら視覚障害者を入所させるものに限る。)」を削る。 文部科学大臣 川端 達夫

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 直人

を定める政令をここに公布する。 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日

名 御

御

Ψ/ 成 一十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅

直人

政令第三百号

期日を定める政令 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号十一年法律第七十四号)附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二

に掲げる規定の施行期日は、平成二十二年七月一日とする

総務大臣原口内閣総理大臣臨時代理 景一直 子博人 直

農林水産大臣 財務 務大臣 千葉 藤井 正広裕 行隆久

直赤嶋 松

経済産業大臣

商品取引所法施行令の一 部を改正する政令をここに公布する。

名 御 璽

御

平成

十一年十二

月二十八日

国務大臣 菅内閣総理大臣臨時代理

政令第三百

商品取引所法施行令の一部を改正する政令

する場合を含む。)、第九十六条の五第六項、第九十六条の十九第一項並びに第百一条第三項の規定に五項第二号(同法第八十六条の二第二項、第九十六条の二十四及び第九十六条の四十二において準用内閣は、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第八十六条第一項ただし書及び同条第 基づき、この政令を制定する。

商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

(議決権の保有制限の適用除外)

2 法第八十六条第一項ただし書の政令で定める金融商品取引所持株会社は、今二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所とする。第六条の二 法第八十六条第一項ただし書の政令で定める金融商品取引所は、今 金融商品取引法 (昭和

第七条の見出しを(法第八十六条第五項第二号の政令で定める特別の関係)」に改め、第十八項に規定する金融商品取引所持株会社とする。 金融商品取引法第二条

「技株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。以下同じ。)である場合においては、下に「共同保有者のいずれかが商品取引所等(法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引下に「共同保有者のいずれかが商品取引所等(法第八十六条第一項ただし書の商品取引所、商品取引議決権」の下に「(法第八十六条第一項本文に規定する対象議決権をいう。以下同じ。)」を「関係」のの二十四において準用する場合を含む。)」に改め、同項第一号中「共同で株式会社商品取引所の対象の二十四において準用する場合を含む。)」に改め、同項第一号中「共同で株式会社商品取引所の対象の二十四において、 る場合においては、当該商品取引所等とその支配株主等又は被支配法人との関係を除く。)」を加え、第二号において」を削り、関係」の下に (支配株主等又は被支配法人のいずれかが商品取引所等であ当該商品取引所等と他の共同保有者との関係を除く。)」を加え、同項第三号中「この条及び第十九条 第七条の次に次の三条を加える。 品取引所等と他の被支配法人との関係を除く。)」を加える。 同項第四号中「関係」の下に「(被支配法人のいずれかが商品取引所等である場合においては、 同条第一項中

は、次の表のとおりとする。)の規定を準用する場合におけるこれらか見足に系うをデューニー四条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する場合におけるこれらか見足に系って第八百七十一を行う者の選任の申立てについて会社法第八百七十条(第二号に係る部分に限る。)及び第八百七十度を行う者の選任の申立てについて集四項の規定による一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)